

重要ー以下のソフトウェア使用許諾契約書を注意してお読み下さい。

本ソフトウェアは、お客様が本「ソフトウェア使用許諾契約書」にご同意頂いた場合にのみご使用頂けます。

本契約は、弊社の本ソフトウェアに関して、お客様と弊社の間で締結される法的に有効な契約であり、本契約は、お客様が本ソフトウェアをインストールする際に表示される同意ボタンを押すことにより、お客様にて同意されたものとみなされ成立します。また、有償ライセンスを取得の場合、お客様にてライセンス通知書のライセンス・キーまたはライセンス取得コードを使用した時、有償ライセンスに関する規定を含み同意されたものとみなされ成立致します。本契約にご同意頂けない場合は、同意ボタンはクリックせず、また、ライセンス・キーまたはライセンス取得コードは使用しないで下さい。

ソフトウェア使用許諾契約書

お客様（以下「甲」といいます。）とルネサス エレクトロニクス株式会社（以下「乙」といいます。）とは、第1条第(1)号に規定するソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます。）に関し、次のとおり契約を締結するものとします。

第1条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「本ソフトウェア」とは、C/C++ソースプログラムを乙製マイクロコンピュータ向けのオブジェクト・コードに変換するためのソフトウェアである乙製コンパイラをいう。
- (2) 「ライセンス通知書」とは、有償ライセンスを購入した場合に発送される通知書をいい、Annual ライセンスの場合はライセンス取得コード証書、Permanent ライセンスの場合はライセンス・キー証書が含まれた通知書をいう。
- (3) 「ライセンス・キー」とは、本ソフトウェアの認識情報および有効期限情報を含むコードで、本ソフトウェアを利用するに際し必要となるローマ字と数字で構成されている文字パターンをいう。
- (4) 「ライセンス取得コード」とは、有償で Annual ライセンスを購入した場合に乙から提供されるコードで、甲がライセンス・キーを取得するために必要となるローマ字と数字で構成されている文字パターンをいう。
- (5) 「Annual ライセンス」とは、有償で取得するライセンスで、有効期限を1年としたラ

ライセンスをいい、有効期限後は無償で提供されるライセンスと同じ扱いになるライセンスをいう。

- (6) 「Permanent ライセンス」とは、有償で取得するライセンスで、無期限のライセンスをいう。
- (7) 「有償ライセンス」とは、Annual ライセンスと Permanent ライセンスを総称していう。

第2条（使用許諾）

乙は、甲に対し、甲が本契約に定める各条項を遵守し、かつ、本ソフトウェアを実行して、乙の提供する製品と共に使用する他のプログラムを開発する目的（以下「本目的」といいます。）のためにのみ行使することを条件として、乙が権限を有し、かつ本契約に定める範囲内で、本契約有効期間中、本ソフトウェアに関し、次の各号に定める非独占、再許諾不能、譲渡不能の権利を許諾します。

- (1) 本ソフトウェアを、乙が別途指定する種類のコンピュータ・システム（乙が指定する特定システム用オペレーティング・システム（以下「指定 OS」といいます。）により作動されているものに限ります。以下「特定システム」といいます。）に組み込み、当該特定システムにおいて実行する権利。
 - (2) 前号に従い特定システムにおいて組み込み、またはバックアップを行う目的で行う場合に限り、本ソフトウェアを複製する権利。
 - (3) 本ソフトウェアの一部である乙のライブラリ等のコード（以下「乙コード等」といいます。）が、本契約に基づき、本ソフトウェアのコンパイラ機能を使用して作成されたオブジェクト・コード（以下「甲コード等」といいます。）の中に含まれる場合に限り、甲が開発した製品またはアプリケーション（本ソフトウェア以外の乙の提供する製品を利用するものに限る。）の一部として、乙コード等を複製し、頒布する権利（但し、有償ライセンスを取得した場合に限る。）。
 - (4) 本項第(1)号から第(3)号までの権利を、商用目的で利用する権利（但し、有償ライセンスを取得した場合に限る。本ソフトウェアを無償で使用する場合は、インターネット上の乙のウェブページで明示的に商用利用を許可している場合を除き、試作開発目的でのみ第(1)号から第(2)号までの権利を行使できるものとし、商用目的での利用は許諾されないものとする。）。
2. 甲は、本目的の実施に必要な範囲内において、甲の子会社（甲がその総株主の議決権の過半数を直接または間接に保有する会社をいいます。以下同じ。）および事前に乙の書面による承諾を得た第三者に前項に定める権利を行使させることができるものとします。ただし、甲は、当該甲の子会社および第三者に対し、本契約に基づき自己に課された義務と同

等の義務を遵守させるものとし、かつ、当該子会社および第三者によるその履行について乙に対して一切の責任を負うものとします。

3. 甲は、本条に基づき本ソフトウェア（甲コード等に含まれる乙コード等を除きます。）の複製を行う場合、本ソフトウェアに付された著作権表示その他の表示を当該本ソフトウェアの複製物に付すものとします。

第3条（改造等）

甲は、本ソフトウェアの改造、変更もしくは修正または本ソフトウェアの全部もしくは一部と他のプログラムとの結合（本ソフトウェアのコンパイラ機能により、甲コード等の一部として結合される場合を除きます。以下「改造等」といいます。）を必要とする場合は、事前に書面によりその旨を乙に通知し、乙の書面による同意を得るものとします。

2. 本ソフトウェアの改造等により生じるプログラム（以下「改造プログラム」といいます。）および改造プログラムについてのアイデア、コンセプト、ノウハウまたは技術の利用に関する権利は甲と乙の共有とします。ただし、乙が甲の要求に基づき作成した改造プログラムについてのアイデア、コンセプト、ノウハウまたは技術の利用に関する権利は乙に帰属するものとします。
3. 甲は、前項に基づき甲が権利を有する改造プログラムにつき、本契約で規定する本ソフトウェアと同一の権利を有するものとします。
4. 第2項により乙が改造プログラムについて有する権利の行使に関し、甲は、いかなる支払いも乙に要求しないものとします。
5. 甲は、改造プログラムを本契約に従って使用するものとします。

第4条（権利の留保）

本契約は、本ソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を甲、甲の子会社または第2条第2項に定める第三者に移転するものではありません。

2. 本ソフトウェアを使用する権利を甲に許諾した後においても、乙は、本ソフトウェアを自ら使用し、または第三者に譲渡もしくはその使用权を設定する等、その使用、収益および処分に係わる一切の権利を有するものとします。

第5条（メンテナンス・サービス）

乙は、甲が本契約に同意した日から12ヶ月以内に本ソフトウェアの訂正を行った場合には、かかる訂正後の本ソフトウェアを甲に無償で提供（以下「メンテナンス・サービス」といいます。）します。

2. 乙は、メンテナンス・サービスにより本ソフトウェアのすべての誤りが訂正されることを保証するものではありません。
3. 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、メンテナンス・サービスを受けることができません。
 - (1) 改造プログラムを使用している場合
 - (2) 本ソフトウェアを機能変更した特定システムで使用している場合
 - (3) 無償で提供された本ソフトウェアを使用している場合
 - (4) その他本契約に違反して本ソフトウェアを使用している場合
4. 甲は、メンテナンス・サービスにより訂正後の本ソフトウェアの提供を受けた場合には、その保有する訂正前の本ソフトウェアを直ちに消去するものとし、訂正後の本ソフトウェアを本契約に従って使用するものとします。
5. メンテナンス・サービスは、甲に対してのみ行われるものとし、乙は、甲の子会社または第2条第2項に定める第三者に対して直接これを実施するものではありません。

第6条（制限）

- 甲は、いかなる場合にも、次のいずれかに該当する形態で本ソフトウェアを使用してはなりません。
- (1) ひとつのライセンスに対して、同時に2台以上の特定システムで使用すること
 - (2) ひとつのライセンスに対して、同時に2人以上のユーザーが使用すること
 - (3) 指定OS以外のオペレーティング・システムにより作動されている特定システムにおいて使用すること
 - (4) 特定システム以外の種類のコンピュータ・システムにおいて使用すること
 - (5) ひとつのライセンス・キーを同時に2台以上の特定システムに登録すること
2. 甲は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルし、その他本ソフトウェアに対する解析行為を行ってはなりません。
 3. 甲は、本ソフトウェアに付されている乙、乙の子会社および第三者の著作権表示その他の権利に関する表示を除去または変更してはならないものとします。
 4. 甲は、オープンソースソフトウェアを使用する場合であっても、本契約に定める甲の義務が有効に存続することを理解し、オープンソースソフトウェアの利用条件の拘束を受けて、本ソフトウェアが第三者への開示・再実施許諾等の対象とならないよう、必要な措置をとらなければならない。

第7条（秘密保持）

甲は、本契約の履行に関連して乙から開示を受けた情報（以下「秘密情報」といいます。）

を秘密として保持し、その全部または一部を第三者に開示してはなりません。

2. 前項の義務は、以下の各号のいずれかに該当するものには及ばないものとします。

- (1) 甲が秘密情報を受領したときに既に保有していた情報
- (2) 甲が秘密情報を受領したときに既に公知であった情報
- (3) 甲が秘密情報を受領後、甲の責によらず公知となった情報
- (4) 甲が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
- (5) 甲が秘密情報によることなく独自に開発した情報

3. 本ソフトウェアは、乙の秘密情報として取り扱われるものとします。

4. 第1項の規定にかかわらず、甲は、甲の子会社および第2条第2項に定める第三者に対し、乙の秘密情報を開示することができます。この場合、甲は、当該甲の子会社および第三者に対し、本条に基づき自己に課された義務と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、当該子会社および第三者によるその履行について乙に対して一切の責任を負うものとします。

5. 第1項の規定にかかわらず、甲は、裁判所や行政機関の命令など法令に基づき乙の秘密情報を開示する義務のある場合には、当該秘密情報を開示できるものとします。ただし、その場合、甲は、乙に直ちにその旨通知するとともに、開示の範囲を最小限にするべく乙に協力するものとします。

第8条（非保証）

本ソフトウェアは、現状有姿にて甲に提供されるものとし、乙は、本ソフトウェアおよびメンテナンス・サービスに関し、商品性および特定目的との合致および機能性その他の品質に関する保証、その使用結果についての保証ならびに特定技術および第三者の著作権その他の権利に抵触しないことの保証を含め、明示たると黙示たるとを問わず、甲に対しいかなる保証も行うものではありません。甲は、本ソフトウェアに関する紛争またはその可能性を知り得た場合、速やかに乙に通知するものとします。

第9条（損害賠償）

甲は、甲が本契約に違反した結果乙に生じた損害を賠償するものとします。

2. 第5条に定めるメンテナンス・サービスをもって、本ソフトウェアに関する乙の一切の責任とし、乙は、甲による特定技術、本ソフトウェアの利用に起因して生じ得る一切の損害について、請求原因の如何を問わず、いかなる場合も損害賠償等の責任を負わず、直接損害、特別損害等いかなる損害についても一切その賠償の責に任じないものとします。

第10条（解除）

乙は、甲に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、何らの催告を必要とすることなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

- (1) 本契約上の義務の重大な違反（第2条および第6条に定める義務を含むが、これに限らない）があったとき、または本ソフトウェアに対する乙の権利を侵害したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行手続開始、担保権実行手続開始、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき、または清算手続に入ったとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 監督官庁から営業の取り消しまたは停止の処分を受けたとき。
- (6) 合併、会社分割等により契約上の地位に変更があったとき。ただし、書面による事前の承諾がある場合にはこの限りではない。

2. 乙は、甲が本契約に基づく義務に違反し、当該義務違反が相当期間を定めて催促した後も是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

第11条（反社会的勢力（暴力団等）の排除）

乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなく、本契約の全部または一部を解除することができるものとする。

- (1) 甲が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下総称して「暴力団等」という。）である場合。
- (2) 甲の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団等である場合。
- (3) 甲、または甲の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団等への資金提供を行った場合、または暴力団等と密接な交際がある場合。
- (4) 甲、または甲の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、威迫的犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された場合、またはかかる行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者とかかわり、つながりのある者である場合。
- (5) 甲が、本契約の履行のために契約する者が前四号のいずれかに該当する場合。
- (6) 甲が、自らまたは第三者を利用して、乙に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。
- (7) 甲が、自らまたは第三者を利用して、乙に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合。

(8) 甲が、自らまたは第三者を利用して、乙の名誉や信用等を毀損し、またはそのおそれのある行為をした場合。

(9) 甲が、自らまたは第三者を利用して、乙の業務を妨害し、またはそのおそれのある行為をした場合。

2. 乙が、前項の規定により本契約の全部または一部を解除した場合には、甲に損害が生じても乙はこれを一切賠償しないものとします。

第12条（ライセンス取得コードの有効期間）

甲は、ライセンス取得コード受領した場合、ライセンス取得コードを受領した日から12か月以内にライセンス取得コードを入力の上ライセンス・キーを取得するものとします。

第13条（ライセンス・キーの有効期間）

1. Annual ライセンスの場合

ライセンス・キーは、甲がインターネット上の乙のウェブページのシステムにてライセンス取得コードを登録し、ライセンス・キーを取得した時に効力を生じ、その後12か月間有効とします。

Annual ライセンスは、ライセンス・キーの有効期間終了後終了し、その後は無償で提供された本ソフトウェアと同等の扱いとなります。

2. Permanent ライセンスの場合

ライセンス・キーは無期限に有効とします。

第14条（本契約の有効期間）

本契約は、本契約が有効に成立した日より効力を生じ、以下の期間有効に存続するものとします。

(1) 本ソフトウェアを無償で使用する場合：期限の定めなく有効に存続する。

(2) Permanent ライセンスの場合：期限の定めなく有効に存続する。

(3) Annualライセンスの場合：ライセンス・キー取得後1年間有効に存続する。

第15条（契約終了時の措置）

解除その他理由の如何を問わず本契約が終了した場合、本契約に基づき甲に付与された権利は効力を失うものとする。

2. 解除その他理由の如何を問わず本契約が終了した場合、甲は、当該終了の日から1か月以内に、次の各号に定める措置を取るものとする。

(1) 本ソフトウェア、本契約によって乙から提供を受けた本ソフトウェアに関する技

術情報、秘密情報およびそれらの複製物を完全に破棄、破砕し、以後一切の使用および第三者への提供をしないものとする。

(2) 前号に基づき破棄、破砕を実施したことを証明する通知を乙に提出する。

3. いかなる理由による本契約終了後も、本条ならびに本契約第4条、第6条、第7条、第8条、第9条、第11条第2項および第15条ないし第18条は効力を有するものとする。

第16条（輸出管理）

甲は、本契約に基づき乙から開示または提供された秘密情報、本ソフトウェア、関連技術その他一切の情報およびその複製物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管もしくは使用等の目的、軍事用途の目的またはその他の国際的な平和および安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に輸出、販売、譲渡、賃貸または利用許諾したり、またそのような目的に自ら使用したり、第三者に使用させたりしないこととする。

甲は、本契約に基づき乙から開示または提供された秘密情報、本ソフトウェア、関連技術その他一切の情報およびその複製物を輸出、販売、譲渡、賃貸または利用許諾等する際は、「外国為替及び外国貿易法」およびその関連法規ならびに適用となる輸出管理に関する法令および規則に定められた必要な手続をとるものとする。

第17条（権利義務の譲渡の禁止）

甲は、本契約において明示的に定めがある場合を除き、本契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に対し、有償無償に関わらず譲渡し、貸与し、引き受けさせ、または担保に供することはできない。甲の株式その他の資産の全部もしくは実質的に全部の売却、または甲に関する支配の変更は、本条上、譲渡とみなされるものとする。

2. 乙は、甲の書面による事前の同意なく本契約または本契約上のいかなる権利もしくは義務も譲渡、売却、移転、委譲その他の形で処分することができるものとする。

第18条（準拠法・裁判管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（疑義解釈）

本契約に規定のない事項および本契約のうち疑義のある事項については甲乙協議のうえ決定するものとします。

